

資料2 社会保険庁改革について

- 社会保険庁の改革私案（厚生労働大臣） 1
- 社会保険庁の改革について 2
- 社会保険庁改革推進本部について 4
- 社会保険庁最高顧問について 5
- 社会保険庁の課題と対応の方向性
（社会保険庁の在り方に関する有識者会議（第2回）提出資料） 6
- 社会保険庁の在り方に関する有識者会議の開催について 13

社会保険庁の改革私案

厚生労働大臣 坂口 力

少子高齢社会が進む中で、社会保障とりわけ医療、年金、介護のあり方が基本的に問い直される時を迎えている。社会保険財政は今後も厳しくなることが予想されるだけに、その任務に当たる社会保険庁のあり方や業務内容についても、抜本的な見直しが求められている。ここに、改革のための手順を示した。

1. 今後の社会保険庁については、存立のあり方や独立行政法人化等の民営化も視野に入れ、基本に立ち返り、おおむね 1 年を目途に検討を行う。
 - a. 内部から事業運営を見直すため、民間出身の長官を選び、将来像についてその意見を尊重する。
 - b. 内閣官房長官のもとに、社会保険庁のあり方について検討する場を設置し、外部から見た有識者の意見を求める。
2. 存立のあり方等が検討される一方において、民間出身の長官のもとで組織内改革を行う。数名からなる運営評議会を設置し、評議委員は民間人とし、長官が選任する。

主な検討すべき課題。

 - a. 民営化又は外部委託できる部門の範囲。
 - b. 組織の活性化と効率化。
 - c. 保険料徴収への徹底した取組。
 - d. 予算執行における徹底的な透明性。
 - e. 過去における事業の完全整理。
 - f. 労働保険との徴収一元化。

社会保険庁の改革について

○社会保険は国民の信頼があってこそ成り立つものであり、効率的で質の高い社会保険サービスの実現と国民の信頼回復に向けて、社会保険庁の抜本的な改革を推進。

○庁内に社会保険庁改革推進本部を設置し、以下の事項ごとに検討班を設置。

- ①保険料徴収の徹底、②システムの抜本的見直し、③国民サービスの向上、④予算執行の透明性の確保、⑤個人情報保護の徹底
⑥年金福祉施設等の整理合理化

民間の発想や感覚を大胆に導入

- 高い見識に基づくアドバイスを行うことができるような顧問的役割を担う方を迎える。
- プロジェクトリーダー、アドバイザリースタッフなどを経済界の協力により配置。

運営評議会

- 社会保険庁の個々の事業運営の適切さや効率性をチェックするための評議会として社会保険庁長官の下に設置。
- 労使代表、学識経験者等が参加

○内閣官房長官の下に「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」が設置され、緊急に対応すべき方策については、できるだけ早く方向性を示した上で、年内にも中間的にとりまとめ、組織の在り方についても一年以内を目途に結論を得る。

社会保険庁の在り方に関する有識者会議

- 社会保険庁の在り方について基本に立ち返った議論を行う場として、内閣官房長官の下に設置。
- 有識者8名と内閣官房長官及び厚生労働大臣が参加。

社 会 保 険 庁 改 革 の 工 程 に つ い て

		社会保険庁の在り方に関する有識者会議	
平成16年	8月	・第1回	} 課題と方向性の整理
		・第2回	
	9月	・第3回	緊急対応方策について
	10月	・第4回	緊急対応方策の具体化
	11～12月	・第5回	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">中 間 報 告</div>
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">平成17年度予算政府原案閣議決定</div>
平成17年	夏	・第6回 以降	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">最 終 報 告</div>
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">平成18年度 予算・組織定員要求</div>

社会保険庁最高顧問について

- 社会保険庁最高顧問は、社会保険庁長官に対し、社会保険庁の業務運営全般について、随時、高い見識に基づく助言を行うもの。
- 今般、次の2名の方に就任を御承諾いただき、9月6日に坂口厚生労働大臣から発令された。

はま だ ひろし 氏 株式会社リコー 最高顧問
浜 田 広

ほっ た つとむ 氏 弁護士・さわやか福祉財団理事長
堀 田 力

社会保険庁の課題と対応の方向性

- 効率的で質の高い社会保険サービスの実現に向けて、社会保険庁の抜本的な改革を推進。
- 改革に当たっては、対症療法的ではなく構造的な改善を目指し、可能な取組から逐次速やかな実現を図る。

利用者の立場に立った親切的な業務運営ができていない



利用者の立場に立ったサービス提供の推進

年金加入歴等の個人情報の保護の重要性など、職員の倫理意識が足りない



個人情報保護等のためのチェックシステムの強化

社会保険事業の事業費・事務費を年金給付に関すること以外に安易に使っていないか
また、執行方法が不透明である



事業の徹底した見直しによる経費削減、予算執行上の無駄の排除、安易な随意契約の廃止

適用対策や徴収対策に真剣に取り組んでいない



適用・徴収対策の強化と基礎年金番号による生涯にわたる記録管理の適正化

組織が内向きで、風通しの悪いものになっている



保険料拠出者等への説明責任の履行、全国組織としての一体感の醸成

社会保険業務の実施主体として、社会保険庁の組織の在り方を見直すべき



社会保険庁の組織の在り方について検討

【サービスの向上】

※印は既の実施している事項

課 題 (これまで指摘された事項等)	対応の方向性
<p>利用者の立場に立った親切的な業務運営ができていない</p>	<p>利用者の立場に立ったサービス提供の推進</p>
<p>○年金等の相談窓口が混雑しており、開庁時間も短い。</p>	<p>→ 昼休み時間帯における相談の実施やお盆明け等における相談時間の延長※ → 年金相談センターや電話相談センター等の改善 → その他待ち時間解消のための弾力的な取組を検討・実施</p>
<p>○国民が知りたい年金情報をもっと簡単に入手できるようにすべき。</p>	<p>→ 年金見込額試算対象年齢の引き下げ（55歳以上→50歳以上） → インターネット（個人認証を活用）を利用した年金個人情報提供</p>
<p>○保険者として国民への情報提供を積極的に実施すべき。</p>	<p>→ 58歳到達者に年金加入記録を事前通知するとともに、希望者に年金額試算を実施※ → 保険料納付記録等の通知（20年度からポイント制導入）</p>
<p>○申請書や届出の用語や内容がわかりづらい。</p>	<p>→ 各種申請書等の年金受給者等の視点に立った見直しの推進 → 年金支給年齢到達直前に、必要事項が記入されている裁定請求書を郵送</p>
<p>○窓口や電話対応がワンストップになっておらず、たらい回しにされるケースがある。</p>	<p>→ 各種窓口（市町村窓口や共済組合等）との連携 → その他窓口対応やサービスの改善のための取組を検討・実施</p>
<p>○年金相談等のサービス等について国民の意見や要望を積極的に聞くべき。</p>	<p>→ 本庁や地方における広報広聴機能の拡充 → その他国民の意見等の集約や施策への反映する仕組みを検討・実施</p>

【個人情報保護の徹底】

年金加入歴等の個人情報の保護の重要性など、 職員の倫理意識が足りない	個人情報保護等のためのチェックシステムの強化
○個人情報保護の管理システムが整備されていない。	→端末操作に必要なカード番号の固定化※、パスワード導入 →被保険者アクセスに対する監視体制の強化 →内務規定の整備
○職員のモラルの向上と組織的なチェック機能の強化を図るべき。	→法令遵守の徹底など職員の倫理意識の向上のための取組の検討・実施

【予算執行の透明性の確保等】

<p>社会保険事業の事業費・事務費を年金給付に関すること以外に安易に使っていないか また、執行方法が不透明である</p>	<p>事業の徹底した見直しによる経費削減、予算執行上の無駄の排除、安易な随意契約の廃止</p>
<p>○予算執行上の無駄をやめるべき。</p>	<p>→平成16年度の事務費の執行に当たっては、宿舍の整備、公用車の購入、交際費の使用は極力行わない※ →その他の事務費についても徹底した経費削減を実施</p>
<p>○業務の内容や資金の流れが国民によくわからない。</p>	<p>→インターネット等を活用して毎年度事業状況を公表 →広報・広聴機能の充実による国民への情報提供の推進</p>
<p>○安易な随意契約によって非効率・不適切な調達を行っている。</p>	<p>→契約締結の際における競争入札又は企画競争の原則化 →一定額以上の調達については調達委員会を設置して審査</p>
<p>○社会保険オンラインシステムについては、契約の在り方等も含め見直しを図るべき。</p>	<p>→レガシーシステムの刷新可能性調査を実施し、最適化計画を策定 →住民基本台帳ネットワーク等を活用したシステム改善による業務処理の効率化・迅速化</p>
<p>○年金福祉施設については、整理合理化を進めるべき。</p>	<p>→厚生年金会館や厚生年金病院などの年金福祉施設を売却 →年金福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しない</p>

【保険料徴収等の徹底】

適用対策や徴収対策に真剣に取り組んでいない	適用・徴収対策の強化と基礎年金番号による生涯にわたる記録管理の適正化
○若年者などの未納者に対する納付しやすい環境づくりが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> →コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付※ →若年者に対する納付猶予制度の導入 →口座振替割引制度の拡充 →多段階免除制度の導入 →効果的・効率的な年金広報・年金教育の推進
○国民年金の未加入者・未納者に対する適用・収納対策を強化すべき。	<ul style="list-style-type: none"> →転退職による適用漏れ対策（職権適用の実施等）の強化 →第三号被保険者の届出漏れを防ぐため、資格喪失者への通知を実施 →資産がありながら未納である者に対する強制徴収の実施※ →全市町村からの所得情報の取得による強制徴収や免除周知の的確な実施 →保険料納付意識の徹底を図るため、国民年金保険料納付額証明書を発行
○国民年金の徴収事務について国と地方の在り方を見直すべき。	<ul style="list-style-type: none"> →納付協力組織の活用など徴収体制の強化 →その他市町村との業務の連携・協力方を検討・実施
○厚生年金・健康保険の未適用事業所の適用促進、未納対策の強化及び事業主の利便性の向上等を図るべき。	<ul style="list-style-type: none"> →一定規模以上の未適用事業所に対する重点的な加入指導や職権適用の実施、未納事業所に対する納付の督促、滞納処分の早期着手 →労働保険との徴収事務の一層の連携について検討・実施

【組織の改革】

組織が内向きで、風通しの悪いものになっている	保険料提出者等への説明責任の履行、全国組織としての一体感の醸成
○保険料を提出している被保険者が事業運営に参画できるようにすべき。	→労使代表、学識経験者等からなる運営評議会の設置
○社会保険庁改革を行うに当たっては、民間の発想や感覚を活用すべき。	→経済界の協力により顧問的役割を担う者や、プロジェクトリーダー、アドバイザースタッフ等を配置
○地域ごとの職員配置が業務量に見合ったものとなっていない。	→業務量に応じた人員配置など地域間格差の是正のための取組を検討・実施
○社会保険庁内部がいわゆる三層構造となっている。	→本庁と地方庁の人事交流を大幅に拡大 →地方職員の本庁主要ポストへの登用を拡大
○職員が意欲をもって働くことができるインセンティブの仕組みが必要である。	→職員教育（専門性の向上とサービス改善）の充実 →数値目標の設定や成果主義的発想を取り入れることによるインセンティブの付与などの取組を検討・実施
○労働組合との関係がサービスの向上等を阻害している。	→国民の視点に立った業務運営の改善
○年金の給付誤りなどへの対応が不適切である。	→給付誤りなどの事例についての適切かつ迅速な公表

【組織の在り方の見直し】

社会保険業務の実施主体として、社会保険庁の組織の在り方を見直すべき	社会保険庁の組織の在り方について検討
○社会保険業務の実施主体として、社会保険庁の組織の在り方を見直すべき。	→上記のような社会保険業務の効率化・サービスの向上を踏まえつつ、社会保険業務にふさわしい組織形態の在り方や民営化又は外部委託できる部門の範囲について検討

社会保険庁の在り方に関する有識者会議の開催について

平成16年8月4日
内閣官房長官決裁

1 設置の趣旨

今般の年金制度改革の審議等を通じて、制度の実施庁である社会保険庁の事業運営の在り方について様々な指摘を受けたことを踏まえ、社会保険庁の存立の在り方について、基本に立ち返った検討を行う場として、有識者の参加を得つつ、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2 検討事項

(1) 組織の在り方について

- ①社会保険業務の機能と特質
- ②社会保険業務にふさわしい組織形態のあり方
- ③民営化又は外部委託できる部門の範囲

(2) 緊急対応方策について

(3) その他

3 構成

- (1) 有識者会議は、内閣官房長官及び厚生労働大臣並びに別紙に掲げる者により構成し、内閣官房長官が開催する。
- (2) 内閣官房長官は、有識者の中から有識者会議の座長を依頼する。
- (3) 有識者会議は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 その他

有識者会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。

社会保険庁の在り方に関する有識者会議名簿

朝倉 敏夫 (読売新聞東京本社常務取締役論説委員長)

瀧美 雅子 (弁護士)

大熊 由紀子 (国際医療福祉大学大学院教授)

大山 永昭 (東京工業大学教授)

金子 晃 (慶応義塾大学名誉教授)

草野 忠義 (日本労働組合総連合会事務局長)

松浦 稔明 (全国市長会社会文教委員会委員長・坂出市長)

矢野 弘典 (日本経済団体連合会専務理事)

[政府側]

内閣官房長官

厚生労働大臣